

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成24年12月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.1	1,130,100	随意	1,130,100	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.1	1,611,000	随意	1,611,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
福井地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.1	1,607,750	随意	1,607,750	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
本部借上宿舍賃貸借契約	H24.12.1	1,813,250	随意	1,813,250	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.6	1,451,300	随意	1,451,300	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,842,050	随意	1,842,050	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区池袋本町1丁目24-10 株式会社オリンピア	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,803,200	随意	1,803,200	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,248,350	随意	1,248,350	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	広島県広島市東区牛田本町1丁目1-21 山本設備工業株式会社	
鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,505,650	随意	1,505,650	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,487,750	随意	1,487,750	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,780,650	随意	1,780,650	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,438,600	随意	1,438,600	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市洞町字宮ノ腰5-6 株式会社永昌開発コンサルタント	
群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,402,500	随意	1,402,500	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	群馬県前橋市大手町2丁目6-25 (代理人)株式会社ハウスマネジメント	
熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.11	1,175,150	随意	1,175,150	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.12	1,544,475	随意	1,544,475	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
法テラスコールセンターにおける資力要件確認実施等のための情報提供システム改修業務委託契約	H24.12.13	14,096,197	随意	14,350,875	98.23%	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.14	1,480,750	随意	1,480,750	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,695,000	随意	1,695,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市西区西本町1丁目10-22 株式会社セブンエステート	
静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,534,650	随意	1,534,650	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,450,500	随意	1,450,500	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市吉田町22-12 有限会社せりざわ企画	
青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,478,600	随意	1,478,600	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,951,350	随意	1,951,350	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	2,034,375	随意	2,034,375	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都世田谷区上用賀6丁目9-15 A-102 トゥールタイムスリビング株式会社	
岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,522,500	随意	1,522,500	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	岡山県岡山市北区京町1-25 有限会社クワイエットハウス	
香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	2,118,650	随意	2,118,650	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,258,200	随意	1,258,200	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.20	1,803,000	随意	1,803,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	愛媛県宇和島市明倫町4丁目2-3 有限会社坂本水産	

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
債権管理システムの供給及び構築並びに保守業務委託契約の変更契約	H24.12.25	2,574,264	随意	2,574,264	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター 富士通株式会社	変更前契約金額 123,888,576円 変更後契約金額 126,462,840円
業務管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H24.12.25	4,113,648	随意	4,113,648	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター 富士通株式会社	変更前契約金額 20,632,920円 変更後契約金額 24,746,568円
静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.25	1,147,900	随意	1,147,900	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	静岡県浜松市東区原島39 株式会社ビルド21	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.26	1,228,800	随意	1,228,800	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
神奈川県地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.27	1,010,400	随意	1,010,400	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.27	1,450,500	随意	1,450,500	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.28	1,265,250	随意	1,265,250	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16-1 大東建物管理株式会社	
高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H24.12.28	1,830,250	随意	1,830,250	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
合 計		69,886,559						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わらざるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。

(2) 一般競争によることが不利と認められるとき。

(3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。

(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。

2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。

(1) 契約の予定価格が少額であるとき。

(2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(6)省略

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 外国で契約をする場合

(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合

(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合

(4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

(1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造

(2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ

(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ

(4) 予定価格が100万円を超える役務

(5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの